

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

消費税率の改定（平成26年4月1日及び令和元年10月1日）に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
 令和元年度「本巢市一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金	599,792 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	(253,803 千円)
【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	3,567,071 千円

（単位：千円）

区 分	令和元年度 決算額	財 源 内 訳					一般財源
		特 定 財 源					
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
社会福祉							
1 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など	2,121,439	899,585	389,012	0	57,058	775,784	
社会保険							
2 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など	1,144,477	37,989	152,985	0	0	953,503	
保健衛生							
3 医療、健康増進事業、予防対策事業など	301,155	14,569	3,499	0	17,563	265,524	
計	3,567,071	952,143	545,496	0	74,621	1,994,811	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源に充当しました。